

松江市結核・肺がん施設検診事業実施要領

1. 目的

この要領は、松江市が感染症予防法及び健康増進法に基づき実施する結核検診及び肺がん検診について必要事項を定め、結核のまん延防止を図るとともに、肺がんの早期発見・早期治療を推進することにより、公衆衛生の向上及び市民の健康の保持増進に資することを目的とする。

2. 対象者

松江市内に住所を有する 40 歳以上（年度末年齢）の人で、職場等で検診を受ける機会がない人とする。

3. 実施主体

実施主体は松江市とし、県、松江市医師会、医療機関等と協力して実施する。

4. 実施機関

実施機関は以下に定める実施方法で検診が実施できる医療機関等（以下「受託機関」という。）とする。

5. 検診の実施

1) 予約受付

受託機関において検診の予約受付を行う。なお、検診当日に必ず当該年度の「がん検診等受診券」（以下「受診券」という。）を持参することを伝える。

検診当日には、受診券により受診資格を確認する。また、検診後に、受診券の該当の場所に受診日及び受託機関名を記入する。

2) 受診者への説明

受託機関は、受診者に対し、「肺がん検診説明用紙」等を使用して受診する検診の有効性と限界、並びに精密検査判定となった場合の受診勧奨及び精密検査内容や方法、精密検査結果を含めた検診結果については、松江市へ報告される等の個人情報の取り扱いについて説明する。

3) 検診項目

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とする。

(1) 問診

「松江市結核・肺がん検診記録票」（様式第 1 号）により、職歴、既往歴、自覚症状、喫煙歴、検診歴、妊娠の可能性の有無等について聴取する。

(2) 胸部エックス線検査

胸部エックス線写真は、背腹一方向撮影を原則とする。肺尖、肺野外側縁、横隔膜及び肋骨横隔膜等を十分に含むようなエックス線写真であって、適度な濃度とコントラスト及び良好な鮮鋭度をもち、中心陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるものであり、次により撮影されたものが望ましい。

ア. 被検者との管球距離を 1.5m 以上とし、定格出力 150kV 以上の撮影装置を用い、120kV (やむを得ない場合は 100～120kV でも可) の管電圧及び希土類システム (希土類増感紙＋オルソタイプフィルム) を用いた撮影をする。

イ. エックス線フィルム及びデジタル画像は、次回検診時の比較読影に備えて、最低 5 年間は受託機関が保管する。

ウ. その他撮影に関することについては、日本肺癌学会が定める肺癌取扱い規約第 8 版にある肺がん検診の手引きに従って実施するものとする。

(3) 喀痰細胞診

ア. 対象者

問診の結果、原則として、50 歳以上で喫煙指数 (1 日平均喫煙本数×喫煙年数) が 600 以上の者 (過去における喫煙者も含む。) とする。

イ. 喀痰採取の方法

- ①問診の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に対し喀痰採取容器を配布し、採痰方法を指導する。
- ②採痰方法は起床時の早朝痰を原則とし、最低 3 日の蓄痰又は 3 日の連続採痰とする。
- ③採取した喀痰 (細胞) は、固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

6. 胸部エックス線写真の読影方法

胸部エックス線写真は、2 名以上の医師によって読影し、第一読影医は検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年 1 回以上参加していること、第二読影医は 3 年間以上の肺がん検診読影経験、または 5 年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとして経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年 1 回以上参加していることが望ましい。

またその結果によっては過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

7. 喀痰細胞診の実施

検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

また、同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングする。

細胞診を他の細胞診検査センター等に依頼する場合は、細胞診検査機関の細胞診専門医や細胞検査士等の人員や設備等を十分に把握し、適切な機関を選ばなければならない。

8. 検診結果の判定及び指導区分

検診の結果については、問診、胸部エックス線写真の読影の結果及び喀痰細胞診の結果を医師が総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定する。

胸部エックス線検査と喀痰細胞診検査の判定及び指導区分等については、別表のとおりとする。

- 1) 胸部エックス線検査の結果については「A. 再撮影」、「B. 定期検診（異常なし）」、「C. 定期検診（精密検査不要）」、「D. 要精検（肺がん以外の該当疾患に対する精査）」、「E. 要精検（肺がんに対する精査）」に区分する。
- 2) 喀痰細胞診検査の結果について「A. 材料不適、再検査」、「B. 異常なし（次回定期検査）」、「C. 追加検査」、「D. 要精検（肺がんの疑い）」、「E. 要精検（肺がん）」に区分する。

9. 検診結果の通知・報告

1) 受診者への結果通知

(1) 受託機関は、検診結果判定後、速やかに様式第1号-3をもって速やかに受診者へ通知する。

(2) 胸部エックス線検査「D. 要精検（肺がん以外の該当疾患に対する精査）」、「E. 要精検（肺がんに対する精査）」、喀痰細胞診検査「D. 要精検（肺がんの疑い）」、「E. 要精検（肺がん）」の者については、「松江市肺がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書」（様式第2号）を作成し、松江市返信用封筒等を添え、精密検査実施機関へ速やかに受診するよう指導する。

(3) 胸部エックス線検査「E. 要精検（肺がんに対する精査）」の者には、検診結果がわかる書類を添付する。

2) 市への結果報告

(1) 受託機関は、検診結果判定後、「結核・肺がん施設検診総括表」（様式第3号）、様式第1号-1、その他必要書類を揃えて速やかに松江市へ報告する。

(2) 松江市は、(1)を受理したときは速やかに内容を確認し、修正が必要な場合は

当該受託機関に修正を依頼する。その場合、受託機関は遅滞なく修正を行い、松江市に報告する。

10. 検診に係る情報の帰属

受託機関が検診を通じて収集した情報は、全て松江市に帰属する。

11. 検診の事業評価

肺がん検診の実施にあたっては、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、松江市は別紙1「肺がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)」を用い、当該点検表に記載された事項が確実にされているか確認を行い、検診の実施状況を把握した上で受託機関等関係者と十分協議を行い、実施体制の整備に努めるものとする。また、島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行うこととする。

なお、肺がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（平成20年3月）」を参照する。

12. 受託機関の責務

- 1) 受託機関は、適切な方法及び精度管理の下で肺がん検診が円滑に実施されるよう、別紙2「肺がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)」を用い、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診の精度管理に努める。また、松江市肺がん検診事業検討会議及び島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。
- 2) 受託機関は、肺がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。
- 3) 受託機関は、松江市及び精密検査実施機関と連絡を取り、要精検者の精密検査結果及び治療結果の把握に努めなければならない。

13. 精密検査等結果の取り扱いと未受診者の追跡調査

受託機関及び精密検査実施機関は、精密検査受診者の検査結果を松江市に報告する。

- 2) 様式第2号により診察した精密検査実施機関は、松江市返信用封筒にて様式第2号-1及び2を松江市に提出する。松江市は提出された様式第2号-2を受託機関へ転送する。
- 3) 松江市は、様式第2号-1及び2の提出のない要精検者について、時期を定めて受託機関に「松江市結核・肺がん検診精密検査照会票」(様式第4号)を用いて照会する。照会のあった受託機関は、精密検査実施機関と連絡を取り、該当者の精密検査結果の把握及び受診勧奨を行い、送付された様式第4号にて松江市へ返信する。(追跡調査の実施)

4) 松江市は、3) の追跡調査で精密検査受診状況を把握できない要精検者について訪問、電話等で受診状況を確認する。把握できた精密検査未受診者に対して、改めて精密検査受診勧奨を行う。

1 4. 記録の整備と管理

- 1) 受託機関は、問診も含めた検診結果及び胸部エックス線写真や喀痰細胞に係る検体を5年間保存しなければならない。
- 2) 松江市は、検診受診者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、過去の検診受診状況、画像の読影結果、喀痰細胞診の結果、精密検査の必要性の有無等の受診結果及び精密検査受診結果にかかる記録の整備と管理を行う。

1 5. 個人情報の保護

松江市、受託機関、精密検査実施機関等の関係者は、検診結果の取り扱いに特に留意し、秘密を保持しなければならない。

1 6. その他

問診の結果、最近6か月以内に血痰のあったことが判明した人に対しては、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。必要な者に対しては、禁煙及び防煙に関する指導並びに肺がんに関する正しい知識等の啓発普及を図る。

1 7. 委託契約の締結

松江市と受託機関は、この実施要領に基づく事業、及び松江市がん検診等実施要綱に基づく検診料金の収納業務について委託契約を締結し、事業を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 肺がん検診判定所見及び指導区分

1. エックス線診断

判定区分	エックス線所見	指導区分	指導内容
A	「読影不能」撮影条件不良、現像処理不良、位置付不良、フィルムのキズ、アーチファクトなどで読影不能のもの	再撮影	再度撮影を行う。
B	「異常所見を認めない」正常亜型(心膜傍脂肪組織、横隔膜のテント状・穹窿状変形、胸膜下脂肪組織による随伴陰影、右心縁の二重陰影など)を含む。	定期検診 (異常なし)	毎年1回定期検診を受診すること。
C	「異常所見を認めるが精査を必要としない」 陳旧性病変、石灰化陰影、線維性変化、気管支拡張像、気腫性変化、術後変化、治療を要しない奇形などで、精査や治療を必要としない、あるいは急いで行う必要がないと判定できる陰影	定期検診 (精密検査不要)	
D	「異常所見を認めるが、肺がん以外の疾患で治療を要する状態が考えられる」 D1 「活動性肺結核」 D2 「活動性非肺結核性肺病変」 D3 「循環器疾患」 D4 「その他」縦隔腫瘍、胸壁腫瘍、胸膜腫瘍など	要精検 (肺がん以外の該当疾患に対する精査)	肺がん以外の疾患が考えられるので精密検査を受診すること。
E	「肺がんの疑い」 E1 「肺がんの疑いを否定し得ない」 E2 「肺がんを強く疑う」 孤立性陰影、陳旧性病変に新しい陰影が出現、肺門部の異常(腫瘍影、血管、気管支などの肺門構造の偏位など) 気管支の狭窄・閉塞により二次変化(区域・葉・全葉性の肺炎、無気肺、肺気腫など) その他肺がんを疑う所見がある	要精検 (肺がんに対する精査)	肺がんが疑われるので、精密検査を受診すること。

2. 喀痰細胞診断

判定区分	細胞所見	指導区分	指導内容
A	「材料(喀痰)不適」 喀痰中に組織球を認めない	材料不適 再検査	検査に適した喀痰が取れていないため、再度検査を受けること。
B	「現在異常所見を認めない」 正常上皮細胞のみ、基底細胞増生、軽度異型扁平上皮細胞、絨毛円柱上皮細胞	異常なし (次回定期検査)	毎年1回定期検査を受けること。
C	「程度に応じて6ヶ月以内の追加検査」 中等度異型扁平上皮細胞、核の増大や濃染を伴う円柱上皮細胞	追加検査	6ヶ月以内に追加検査を受けること。
D	「肺がんの疑い」 高度異型扁平上皮細胞、または悪性腫瘍の疑いのある細胞を認める	要精検	ただちに精密検査を受けること。
E	「肺がん」 悪性腫瘍細胞を認める	要精検	